

2025年12月1日

お客様各位

株式会社清水銀行

金融犯罪対策への取り組みについて

特殊詐欺手口の多様化、巧妙化が進み、全国的に特殊詐欺の認知件数・被害金額が急増する中、当行は金融サービスを濫用した金融犯罪の発生抑止対策を含む、マネー・ローンダーリング等対策を経営上の最重要課題と位置づけ、経営陣主導のもと取り組みを進めております。

具体的には、口座開設時の厳格な本人確認と実態把握、取引モニタリングの高度化による被害発生の早期検知と取引制限の実施、警察との情報共有と捜査協力を進め、地域金融の安全性・信頼性向上を図るとともに、被害に遭われた方には「預金者保護法」や「振り込め詐欺救済法」といった法令に則った対応を実施しております。

金融犯罪の脅威からお客さまの財産を守るため、当行は、金融犯罪を「社会的に絶対に許容できない行為」として位置づけ、犯罪関与が判明した口座・取引には、利用停止・解約・警察への通報など、法令に基づく厳格な措置を行ってまいります。

金融犯罪防止に向けた厳格な本人確認などの手続きにつき、お客様にお手間をお掛けすることが避けられない場面もございますが、お客さまの財産を守るための取り組みであり、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上